

司 会
(事務局)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

〔～委員改選の報告と自己紹介～〕

開催に先立ちまして、委員の改選のご報告をさせていただきます。

前回の開発審査会までご就任いただいております第24期の委員の皆様におかれましては、本年9月13日をもって任期満了となりましたが、引き続き、本年9月14日から2020年9月13日までの任期であります第25期三重県開発審査会委員としてご就任いただいております。

第25期として最初の審査会ですが、年度当初に自己紹介をさせていただきましたので、改めての紹介は省略させていただきます。

〔～会長互選～〕

※会長の選任について

(三重県開発審査会条例第3条第1項の規定により、審査会の会長は委員の互選により定める)

田中委員に決定

※会長代理の選任について

(三重県開発審査会条例第3条第3項の規定により、会長があらかじめ指名する委員が代行する)

木下委員に決定

司 会
(事務局)

〔～実質審議～〕

これから、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は全員出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県58件、津市21件、桑名市12件、鈴鹿市40件、本審査案件が桑名市1件でございます。

また、本日は提案基準の改正の提案が1件でございます。

なお、進行の都合上、本日は包括議決案件の報告の後、提案基準の改正についてご審議いただき、続いて本審査案件の審議をお願いしたいと思います。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括審査案件、提案基準の改正案件は公開となりますが、本日の傍聴者は、いらっしゃらない ということを報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長をお願いしたいと思います。田中会長、よろしくお願いいたします。

会 長 まず、通常ですと、前回の議事録及び審議概要の確認をしていますが、既に事務局から各委員に了承か否かを確認したうえで、議事録及び審議概要を確定していますので、包括議決案件からすすめてまいります。

まずは三重県分から説明をお願いします。

三 重 県 (包括議決案件 58 件の報告)
(処分庁)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津 市 (包括議決案件 21 件の報告)
(処分庁)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。

桑 名 市 (包括議決案件 12 件の報告)
(処分庁)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。

鈴 鹿 市 (包括議決案件 40 件の報告)
(処分庁)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、三重県 58 件、津市 21 件、桑名市 12 件、鈴鹿市 40 件の包括案件の報告を終了します。

次に「提案基準 18 の改正」について三重県から説明をお願いします。

三 重 県 (提案基準 18 の改正についての説明)

会 長 改正内容及びご説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 第 3 の解説で、「なお、当該有料老人ホームと連携する病院等を結ぶ経路上に市街化区域を介するものは、原則として認められない」というのは

	、今までなかったと思うのですが、だから気づかなかったのですが、これはどういう意味ですか。
三重県	趣旨としましては、まず市街化調整区域にある病院と連携するために近くに有料老人ホームを立地するというということで、市街化区域を介して立地するというのは調整区域での連携に留まらないため、望ましくないと考えます。
委員	これは、連携する病院が同じ調整区域にないといけないということですか。
三重県	はい。それは基準にありますので。
委員	もともと国の基準にあるのですね。
三重県	はい。
委員	近くに病院がない場合、市街化区域に病院があっても、それは認められないということですね。
三重県	基準にあわないということですよ。
会長	それでは、他に意見はございませんでしょうか。提案基準の改正について、異議なしとします。

※これより先は、本審査案件の審議であり、第220回三重県開発審査会の本審査案件は、個人及び法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するものであり、個人情報及び法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

※都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ・申請地：桑名市内
- ・建築物の用途：工場
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
既存建築物の適格性及び今後の計画等について